

島原地域広域市町村圏組合会計管理者事務決裁規則

平成15年3月26日規則第4号

改正 平成19年3月28日規則第2号 令和2年3月31日規則第9号

令和5年3月6日規則第2号

(趣旨)

第1条 この規則は、会計管理者の権限に属する事務の専決及び代決について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において「専決」とは、会計管理者の在、不在にかかわらずその認められた範囲内において会計管理者に代わって決裁することをいい、「代決」とは、会計管理者又は専決者が不在のときに、その者に代わって決裁することをいう。

(会計課長の専決事項)

第3条 会計課長が専決することができる事項は、次の各号に定めるほか、[別表](#)のとおりとする。

(1) 支出及び支出の戻入に関すること。

ア 報酬、給料、職員手当等、共済費、災害補償費、退職手当負担金、需用費（光熱水費に限る。）及び役務費（通信運搬費に限る。）

イ 1件500,000円未満の報償費、旅費、需用費（食糧費及び光熱水費を除く。）、役務費（通信運搬費を除く。）、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、備品購入費、負担金補助及び交付金（工事関係の支出を除く。）、償還金利子及び割引料、投資及び出資金、公課費及び操出金

ウ 1件3,000,000円未満の工事請負費、負担金補助及び交付金（工事関係の支出に限る。）

(2) 歳入に関すること。

(3) 1件500,000円未満の収入の戻入に関すること。

(4) 1件1,000,000円未満の収入及び支出の科目更正に関すること。

(5) 資金前渡、概算払の精算又は前払金の顛末に関すること（戻入を伴わないもの及び戻入金額が第1号により会計課長が専決することができるものに限る。）。

(6) 歳出予算の流用通知書に関すること。

(7) 1件1,000,000円未満の公金振替に関すること。

(8) 歳入歳出外現金の収入及び支出（1,000,000円未満）に関すること。

(9) 物品の出納保管に関すること。

(10) 会計管理者が特に指示する事項及びその他主管に属する軽易な事務に関すること。

(決裁の順序)

第4条 会計管理者の決裁を要する事項については会計課長の決裁を、会計課長の決裁を要する事項については課長補佐の決裁を経るものとする。

(代決)

第5条 会計管理者の決裁を要する事項について、会計管理者が不在のときは、会計課長（会計管理者が会計課長を兼ねる場合は又は会計課長が会計管理者の職務代理者である場合は課長補佐）がその事務を代決する。

2 前条に掲げる事項について、会計課長が不在のときは、課長補佐又は係長が、会計課長、課長補佐、係長ともに不在のときは、あらかじめ会計管理者が指定した者がその事項を代決する。

3 前2項の規定にかかわらず、重要又は異例に属すると認められる事項については、代決することができない。

(後閲)

第6条 代決した事務で必要と認めるものは、決裁欄に「後閲」と表示し、すみやかに会計管理者又は会計課長の閲覧に供しなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(島原地域広域市町村圏組合収入役事務代決規程の廃止)

2 島原地域広域市町村圏組合収入役事務代決規程（平成13年島原地域広域市町村圏組合訓令第1号）は、廃止する。

附 則（平成19年3月28日規則第2号）

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(収入役に関する経過措置)

2 地方自治法の一部を改正する法律（平成18年法律第53号）附則第3条第1項の規定により収入役が在職する場合においては、（中略）第3条の規定による改正前の島原地域広域市町村圏組合収入役事務決裁規則の規定（中略）は、なお効力を有する。

附 則（令和2年3月31日規則第9号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和5年3月6日規則第2号）

この規則は、公布の日から施行する。

別表（第3条関係）

会計管理者事務専決区分

区 分		専 決 区 分	
		会 計 管 理 者	会 計 課 長
1 報酬	2 給料		
3 職員手当等	4 共済費		全 額
5 災害補償費			
7 報償費		500,000円以上	500,000円未満
8 旅費		500,000円以上	500,000円未満
9 交際費		全 額	
10 需用費	食糧費	全 額	
	光熱水費		全 額
	上記以外のもの	500,000円以上	500,000円未満
11 役務費	通信運搬費		全 額
	上記以外のもの	500,000円以上	500,000円未満
12 委託料		500,000円以上	500,000円未満
13 使用料及び賃借料		500,000円以上	500,000円未満
14 工事請負費		3,000,000円以上	3,000,000円未満
15 原材料費		500,000円以上	500,000円未満
16 公有財産購入費		全 額	
17 備品購入費		500,000円以上	500,000円未満
18 負担金補助 及び交付金	工事関係	3,000,000円以上	3,000,000円未満
	上記以外のもの	500,000円以上	500,000円未満
19 扶助費		500,000円以上	500,000円未満
20 貸付金		500,000円以上	500,000円未満
21 補償補填及び賠償金		全 額	
22 償還金利子及び割引料		500,000円以上	500,000円未満
23 投資及び出資金		500,000円以上	500,000円未満
24 積立金		全 額	
25 寄附金		全 額	
26 公課費		500,000円以上	500,000円未満
27 繰出金		500,000円以上	500,000円未満
予算の流用			全 額
予備費の充用		全 額	
科目更正		1,000,000円以上	1,000,000円未満
調定			1,000,000円未満
備 考	1 1,000,000円未満の公金振替及び歳入歳出外現金の収入支出は、課長専決とする。 2 通常の場合はこの区分によるが、特に重要と認められるものは、この限りでない。		